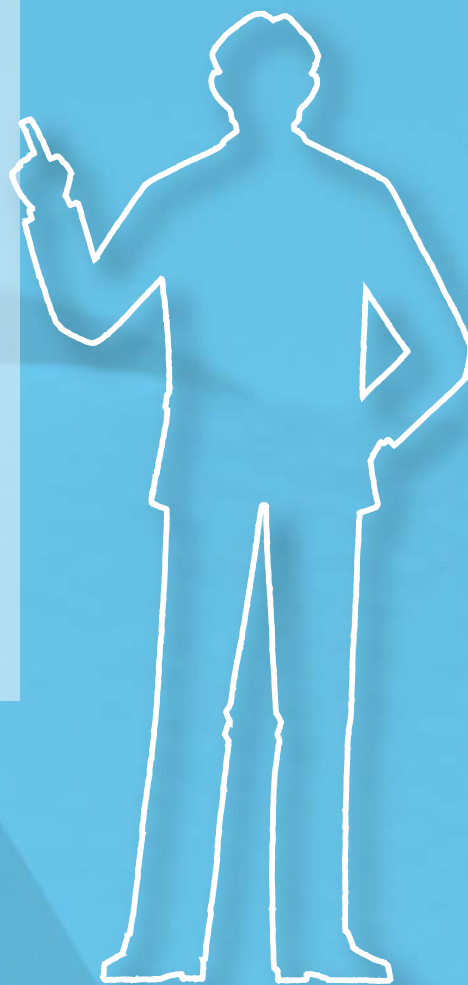


協議会のご案内



生産現場における雇用の在り方を考える協議会

協議会の設立趣旨

米国の金融危機等の影響を受けて国内景気は低迷を続けており、2009年7月の完全失業者は359万人(前年同月比103万人増)と厳しさを増しています。完全失業率(季節調整値)も5.7%と過去最高を記録、今後も上昇傾向にあると思われま

す。
このような環境下、追い討ちをかけるように、国内雇用の主な担い手である製造業において、国内雇用の減少に繋がる生産の海外移管や一部事業からの撤退を検討し始めるとい

う危機を迎えております。
歴史的に振り返ると、1990年代後半、グローバルな価格競争に対応するため、国内の多くのメーカーは安価な人件費を求めて海外進出を図り、国内の雇用環境も悪化する一方でありました。しかし、ITバブル崩壊以降には、為替・関税のリスクや歩留り問題が発生し、海外生産に比べた場合よりも生産性を高めることのできる生産アウトソーシングの活用という方法が注目され、生産の国内回帰が広まりました。これに伴い、この生産アウトソーシング業界が150万人規模に拡大して雇用を創出したことが奏功し、国内の雇用は大きく改善してきました。しかし、その一方で、一部の業者がコンプライアンスを無視した不祥事を起こしたという事実もありますが、この業界が中国や東南アジアへの生産移管を止めたことも事実であります。もし、この業界がなければ、国内では雇用機会が大きく失われ、一時、ブームのように中国への生産移管があった頃の人余り現象からもわかるように、国内雇用を揺るがす大問題に発展していた可能性が極めて高いといえます。言い換えれば、生産アウトソーシング業界がメーカーの生産の海外移管を止めて、日本の人余り現象の発生を阻止したともいえるのです。

ここにきて再び生産の海外移管が起こり始めている背景には、製造派遣を活用するメーカーが抵触日を迎えて対応を迫られる、いわゆる2009年問題があります。この問題への対応策としては、大きくはメーカーの直接雇用と請負の2つが考えられますが、直接雇用では、雇用の流動化が図れずグローバルな価格競争に対応できないため選択できません。また、請負では、告示37号の理解が曖昧なためにリスクと考えるメーカーや、告示37号に対する誤解により告示は

絶対にクリア出来ないと勝手に判断しているメーカーまでもあり、請負も選択できません。このため、再び安価な人件費を求めて生産の海外移管が起こりつつありますが、このままでは国内生産は激減し、製造業への従事者も大幅に減少するとともに失業者が大量発生するという国内雇用の危機を迎えてしまいます。

このような動きに対して、国内の生産現場における雇用の在り方というマクロ的観点から、その雇用の主な担い手である国内製造業において、告示37号をはじめとした労働関係法令を正しく理解し、法令を遵守した生産アウトソーシングの活用を行うことにより生産性を向上させ、国内製造業の強化に繋げることにより、国内雇用も安定させることを目的とし、当事者であるメーカーを中心としたメンバーにて協議会を発足するものであります。

目的

国内のメーカーがグローバルな競争を勝ち抜き、ものづくり日本を継承、発展させていくために製造企業は、業務量の変動の激しい製造現場において生産アウトソーシングと連携して、生産の柔軟性や生産効率を高めることが不可欠となっています。

生産アウトソーシングの活用では、従来は労働者派遣が主流でありましたが、今後は、生産アウトソーシングによる生産性向上や労働者個々人のスキル向上によって生産の効率を高めることが可能な業務請負との連携が強く求められています。業務請負を行うにあたっては、請負業者が個々の労働者のスキルを向上させるために長期的な雇用とスキル向上のために必要な教育訓練を行うとともに、スキル向上に伴って待遇も改善することにより、労働者の雇用の安定と労働条件の向上を図ることができるなど現在の労働者派遣において生じている諸問題の解決にも繋がるのが期待できます。しかし、業務請負を適法に行うためには遵守しなければならない旧労働省告示37号の解釈をめぐって問題が生じているため、その理解を深めることが必要となっています。

上記の問題意識を踏まえ、本会は、製造企業が、告示37号をはじめとした労働関係法を正しく理解し、法令を遵守した業務請負の活用によって生産性を向上させ、国内での生産を強化することにより、国内における雇用機会を確保し、安定させることを目的としています。

- ❖ 雇用に関する法令、告示の解釈や運用等について正しい理解を深めるための、関係行政機関やその他関係機関との連携や情報交換の実施
 - ❖ 年数回の協議会の開催
 - ❖ 協議会における報告や議論の議事録をベースにしたニュースレターの発行
 - ❖ 多様な人材の活用や労働法制に関する専門家の紹介
- 以上の4つが主な活動であります。

組 織

本会の会員は、本会の目的に賛同し入会を希望するメーカー、あるいはメーカー内部において製造業務従事者の雇用の在り方を検討すべき責任を担う役職にあるものを構成メンバーとした会費制の協議会とし、事務局は労働新聞社が務めます。

会 費

年額 一口 60,000円（1～12月分、途中入会は月割）
会費一口につき、協議会への参加は2名まで可

■ お問い合わせ ■

〒173-0022 東京都板橋区仲町29-9

生産現場における人材活用の在り方を考える協議会 事務局

（株式会社労働新聞社 静岡支局内）

TEL:054(253)1632

FAX:03(6203)8578

E-mail:kyogikai@rodo.co.jp